

(10) 各国産業財産権法概要一覧表
特許制度

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 資 願 人 の 格	審 査 制 度	新 規 性 基 判 断 準	存続期間		非 特 許 対 象	異議申立		実 施 年 義 務	出 願 公 開	審査請求		P C T	E P C	備 考
									起 算 日	期 （ 年 間）		起 算 日	期 間			起 算 日	期 間			
アジア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	○		○	○	出	20		公	60日	3	-			○	-	湾岸協力会議統一法(2000.8.16 施行)
	AF	アフガニスタン	×	×	×	特許法が未制定である現在、保護規定はないが、模倣に対してはCommon Lawにより裁判所へ訴えることができる。									-			×	-	
	BD	バングラデシュ	○	○	○		○	○	出	16延5	その他	公	4月	-	-	-	-	×	-	
	BT	ブータン	○	×	×							-	-		-			×	-	
	CN	中国	○	○	○		○	□	出	20	(備1)	-	-	3	○ (18月)	優	3年	○	-	2001.7.1 施行 (備1)原子核変換、その他
	HK	香港 (○)	○	○ (備1)		×	○	出	20			-	-	-	-	-	-	(○)	-	(備1) 英国特許(EP経由を含む)又は中国特許出願を基礎に登録請求する制度。なお、香港に直接出願する短期特許(権利期間は出願日から8年)の制度もあり。
	ID	インドネシア	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	6月	3	○ (18月)	出	36月	○	-	2001.8.1 施行
	IL	イスラエル	○	○	○		○	○	出	20	(備1)	公	3月	3	-			○	-	(備1) 治療処置方法 植物又は動物の新種、 (特)修正審査(対応出願がUS、EPO、UK、DE、NO及びSEに行われているとき)
	IN	インド	○	○	○		○	□	出	20	その他	(備1)		3	○ (18月)	優	48月	○	-	2005.1.1施行 (備1)付与前：出願公開後、特許付与までの間 付与後：特許付与の公告日から1年以内 (特)情報提供制度
	IQ	イラク	○	×	○		×	○	出	20		-	-	3	-			×	-	2004.4.26 施行(連合暫定施政当局(CPA)指令第81号)
	IR	イラン	○	×	○		×	○	出	(備1)	医薬、会計 のための表	-	-	5	-	-	-	×	-	(特)輸入特許 登録後にいつでも特許取消しを第1審裁判所へ申立てられる。 (備1) 10、15又は20 (出願人が選択する)
	JO	ヨルダン	○	○	○	○	○		出	20	その他		2月	3	-			×	-	出願人の資格のうち、発明者との共同出願は可能
	JP	日本	○	○	○		○	○	出	20 (備1)	(備2)	-	-	3	○ (18月)	出	3年	○	-	(特)情報提供制度、審査前置制度 (備1) 医薬、農薬の特許は最高5年間延長可能 (備2) 公序良俗に反するもの
	KH	カンボジア	○	○	○ (備1)		○	○	出	20	その他	特	3月		-	-	-	×	-	(備1)2003.1.22施行済だが、2007年3月末現在、未運用。
	KR	韓国	○	○	○		○	○	出	20	(備1)	(備2)	3月	3	○ (18月)	出	5年	○	-	2006.10.1 施行 (特)植物特許 (備1) 公序良俗に反するもの (備2)2007年7月1日前に設定登録された特許権に対して登録の公告日から3月以内
	KW	クウェート	×	○	○		×		出	20		公	2月	3	-			×	-	湾岸協力会議統一法(2000.8.16 施行)
	LA	ラオス	○	×	○		×	○	出	20	その他	(備1)		3	○ (18月)	-	-	○	-	2002.1.17 施行 (備1)出願から18ヶ月経過後の公開後(期間の定めはない)、及び特許付与後の公告後(申立ができる期間の定めはない)
	LB	レバノン	○	×	○		×	○	出	15	医薬、経理 システム	-	-	2	-			×	-	
	LK	スリランカ	○	○	○		○	○	特	20		-	-	-	-	-	-	○	-	2003.11.12施行
	MM	ミャンマー	×	○	×		×					-	-		-			×	-	
	MN	モンゴル	○	○	○		○	○	出	20	その他	(備1)	3月	3	-	-	-	○	-	2006.1.19施行 (備1)クレームが公報掲載された日から3ヶ月以内
	MO	マカオ (○)		○	○		○	○	出	20	その他	公	(備1)	3	○ (18月)	出	7年	(○)	-	(備1)公開日から登録までの間
	MY	マレーシア	○	○	○		○	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	出	(備1)	○	-	2006.4.20 施行 (備1)出願日から2年。通常審査の請求は1年、修正実体審査の請求は2年延長可

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出資 願 人 の格	審 査 制 度	新の 規性基 判断準	存続期間		非 特 許 対 象	異議申立		実へ 施年 義務	出 願 公 開	審査請求		P C T	E P C	備 考
									起 算 日	期（ 年 間）		起 算 日	期 間			起 算 日	期 間			
アジア	NP	ネ　　バ　　ー　　ル	○	○	○		○		特	7延7ずつ 2回	その他 (備1)	公	35日	-	-	-	-	×	-	(備1)公序良俗に反するもの
	PH	フ　　ィ　　リ　　ビ　　ン	○	○	○		○	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	公	6月	○	-	
	PK	バ　　キ　　ス　　タ　　ン	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	4月	4	-	-	-	×	-	2002.10.26 施行 (特)仮明細書制度あり(9ヶ月以内に完全明細書提出)
	SA	サ　　ウ　　ジ　　ア　　ラ　　ビ　　ア	○	○	○		○	○	出	20		(備1)	90日	2	○ (18月)			×	-	2004.9.6 施行　湾岸協力会議統一法(2000.8.16 施行) (備1)登録公告日から90日以内
	SG	シ　　ン　　ガ　　ポ　　ー　　ル	○	○	○		○	○	出	20 (備1)	(備2)	-	-	3	○ (18月)	優	(備3)	○	-	2004.7.1 施行　(備1)特許期間延長制度 (備2)治療方法、診断方法、その他 (備3)ファストトラックの場合は、21月、スロトラックの場合は、39月
	SY	シ　　リ　　ア	○	×	○		×	○	出	15	医薬(備1)	-	-	2	-			○	-	(備1)　会計上の手段、組合せ　医薬の処方
	TH	タ　　イ	×	○	○		○	□	出	20	その他	公	3月	2	○	公	5年	×	-	
	TR	ト　　ル　　コ	○	○	○		○	○	出	20		(備1)	6月	3	○ (18月)	出	15月	○	○	(備1)サーチレポートの公開日
	TW	台　　湾	×	○	○		○	○	出	20	その他	-	-	-	○ (18月)	出	3年	×	-	2004.7.1 施行
	VN	ベ　　ト　　ナ　　ム	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	(備1)	3	○ (19月)	優	42月	○	-	(備1)公開日以降審査段階にある間
	YE	イ　　エ　　メ　　ン	○	×	○		○	○	出	15	(備1)	公	6月	3	-			×	-	(備1)食品、薬品、治療用医薬品関連の非化学的発明等
アメリカ	AR	ア　　ル　　ゼ　　ン　　チ　　ン	○	○	○		○	○	出	20	その他	(備1)		1	○ (18月)	出	3年	×	-	(備1)公開後60日、情報提供可
	BB	バ　　ル　　バ　　ド　　ス	○	○	○		○	□	出	15延5		-	-	3	-	-	-	○	-	
	BO	ボ　　リ　　ビ　　ア	○	○	○		×	○	出	20	その他	公	60日	1	○ (18月)	公	6月	×	-	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)
	BR	ブ　　ラ　　ジ　　ル	○	○	○		○	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	出	3年	○	-	2001.2.16施行
	BS	バ　　ハ　　マ	○	×	○		○	○	出	16	(備1)	-	-	-	○	-	-	×	-	(備1)動植物の品種等
	CA	カ　　ナ　　ダ	○	○	○		○	○	出	20	科学的原理、 抽象的理論、 治療方法等	-	-	3	○ (18月)	出	5年	○	-	(特)再審査制度、国内優先制度
	CL	チ　　リ	○	○	○		○	○	特	20	その他	公	45日	-	-	-	-	×	-	
	CO	コ　　ロ　　ン　　ビ　　ア	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	60日	1	○ (18月)	公	6月	○	-	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)
	CR	コ　　ス　　タ　　リ　　カ	○	○	○		○	○	特	12 (備1)	その他	公	30日	1	-	-	-	○	-	(特)確認特許　(備1)医療、農薬、食品等については1年
	CU	キ　　ュ　　ー　　バ	○	○	○	○	○	○	出	10延5	(備1)	-	-	3	-	-	-	○	-	(特)発明者証　(備1)化学物質、医薬、食品、治療方法等の発明は発明者証のみ可能
	DM	ド　　ミ　　ニ　　カ　　国	○	○	○		×	○	特	5延5ずつ 2回	(備1)	-	-	3	-	-	-	○	-	(特)確認特許　(備1)医薬、農薬、化学物質等
	EC	エ　　ク　　ア　　ド　　ル	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	30日	1	○ (18月)	公	6月	○	-	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)
	GT	グ　　ア　　テ　　マ　　ラ	○	○	○		○	○	出	20		-	-	-	○ (18月)	-	-	○	-	2000.11.1 施行

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 資 願 人 の 格	審 査 制 度	新の 規 性 基 判 断 準	存続期間		非 特 許 対 象	異議申立		実へ 施 年 義 務	出 願 公 開	審査請求		P C T	E P C	備 考
									起 算 日	期 （ 年 間）		起 算 日	期 間			起 算 日	期 間			
ア メ リ カ	HN	ホ ン ジ ュ ラ ス	○	○	○		○	○	出	20		公	90日	3	○	-	-	○	-	
	HT	ハ イ チ	○	○	○		×	○	特	5延5ずつ 2回	その他(備1)	-	-	-	-	-	-	×	-	(特)確認特許 (備1)公序良俗に反するもの
	JM	ジ ャ マ イ カ	○	○	○	○	×		特	14延7		-	-	-	-	-	-	×	-	(特)確認特許
	MX	メ キ シ コ	○	○	○		○	○	出	20	その他 (備1)	-	-	3	○ (18月)	-	-	○	-	(備1) 動植物の品種 遺伝子物質 治療方法等
	PA	バ ナ マ	○	○	○		×	○	出	20		-	-		○ (18月)	-	-	×	-	
	PE	ペ ル ー	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	60日	1	○ (18月)	公	6月	×	-	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)
	PY	バ ラ グ ア イ	○	○	○		×	□	出	20	医薬 (備1)	-	-	3	-	-	-	×	-	(備1)2005.1.1から特許対象
	SR	ス リ ナ ム	○	○	○	○	○	○	出	20	その他		4月	3	-	-	-	×	-	
	SV	エ ル サ ル バ ド ル	○	○	○		×	○	出	20		-	-	-	○	公	6月	○	-	
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	-	-	-	○	-	
	US	米 国	○	○	○	○	○	□	出	20 (備1)	原子兵器に おける特殊 な核物質	-	-	-	○ (18月)			○	-	2002.11.2 施行 (特) 植物特許、意匠特許、先発明主義、再審査制度、公開制度、特許期間保証制度 (備1) 医薬品等の特許は最長5年間延長可能。ただし延長期間は認可から14年を限度とする。
	UY	ウ ル グ ア イ	○	○	○		○	○	出	20	その他	(備1)		1	○ (18月)	-	-	×	-	(備1)公開後3月、情報提供可
	VE	ベ ネ ズ エ ラ	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	30日	1	○ (18月)	公	6月	×	-	2006.4.22にアンデス条約の廃棄通告
ヨ ー ロ ッ パ	AL	ア ル バ ニ ア	○	○	○		×	○	出	20	その他	(備1)	9月	3	○ (18月)	-	-	○		(備1)「特許付与公告日から9ヶ月以内」
	AM	ア ル メ ニ ア	○	○	○ (備1)		×	○	出	20	その他	公	4月	3	-	-	-	○	-	ユーラシア特許条約加盟
	AT	オ ー ス ト リ ア	○	○	○		○	○	出	20		公	4月	3	○ (18月)	-	-	○	○	
	AZ	アゼルバイジャン	○	×	○ (備1)		○	○	出	20		公	6月	3	-	-	-	○	-	(備1)ユーラシア特許条約加盟
	BE	ベ ル ギ ー	○	○	○		○	○	出	20 (備1)	(備2)	-	-	3	-	-	-	○	○	(備1)サーチレポートの請求をしない場合6年 (備2)植物新品種は植物品種保護法により保護
	BG	ブ ル ガ リ ア	○	○	○		○	○	出	20	その他 (備1)	-	-	3	○ (18月)	-	-	○	○	(備1)原子核変換
	BY	ベ ラ ル ー シ	○	×	○ (備1)		○	□	出	20	その他	-	-	5	○ (18月)	出	3年	○	-	(備1)ユーラシア特許条約加盟
	CH	ス イ ス	○	○	○		×	○	出	20		-	-	3	-	-	-	○	○	
	CY	キ プ ロ ス	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	○ (18月)			○	○	1998.4.1施行
	CZ	チ ェ コ	○	○	○		○	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	出	3年	○	○	
	DE	ド イ ツ	○	○	○		○	○	出願日の 翌日	20	その他	(備1)	3月	-	○ (18月)	出	7年	○	○	(備1) 特許付与日から3月以内
	DK	デ ン マ ー ク	○	○	○		○	○	出	20	(備1)	(備2)	9月	3	○ (18月)	-	-	○	○	(備1)植物新品種は植物品種法により保護 (備2)特許付与公告から9月以内

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 資 願 人 の 格	審 査 制 度	新の 規 性 基 判 断 準	存続期間		非 特 許 対 象	異議申立		実へ 施 年 義 務	出 願 公 開	審査請求		P C T	E P C	備 考
									起 算 日	期 （ 年 間）		起 算 日	期 間			起 算 日	期 間			
ヨーロッパ	EE	エ ス ト ニ ア	○	○	○		○	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	-	-	○	○	
	ES	ス ペ イ ン	○	○	○		○	○	出	20		公	2月	3	○ (18月)	(備1)	6月	○	○	(備1) サーチレポートの公開から6月以内
	FI	フ ィ ン ラ ン ド	○	○	○		○	○	出	20		(備1)	9月	3	○ (18月)	-	-	○	○	(備1)特許付与公告から9月以内
	FR	フ ラ ン ス	○	○	○		○	○	出	20	(備1)	(備2)	3月	3	○ (18月)	-	-	○	○	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護 (備2) サーチレポート公開から3月以内
	GB	英 国	○	○	○		○	○	出	20		(備1)		3	○ (18月)	公	6月	○	○	(備1)公開後情報提供制度あり
	GE	ゲ ル ジ ア	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	3月	4	-	-	-	○	-	
	GR	ギ リ シ ャ	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	○ (18月)	-	-	○	○	
	HR	ク ロ ア チ ア	○	○	○		○	○	出	20	その他	(備1)		3	○ (18月)	公	6月	○		(備1)「 実体審査なしの特許付与請求については異議申立制度あり 」
	HU	ハ ン ガ リ ー	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	○ (18月)	出	4年	○	○	(特) 植物特許
	IE	ア イ ル ラ ン ド	○	○	○		○	○	出	20		公	3月	3	○ (18月)	-	-	○	○	
	IS	ア イ ス ラ ン ド	○	○	○		○	○	出	20		特	9月	5	○ (18)	-	-	○	○	
	IT	イ タ リ ア	○	○	○		×	○	出	20		-	-	3	○ (18月)	-	-	○	○	
	KG	キ ル ギ ス	○	○	○ (備1)		○	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	出	30月	○	-	(備1)ユーラシア特許条約加盟
	KZ	カ ザ フ ス タ ン	○	×	○ (備1)		○	○	出	20 (備2)	その他	-	-	5	○ (18月)	出	3年	○	-	1999.8.21 施行 (備1)ユーラシア特許条約加盟 (備2)医薬は最高5年延長可能
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	×	(スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ)									-			○	○	
	LT	リ ト ア ニ ア	○	○	○		×	○	出	20	その他	公	3月	-	○ (18月)	-	-	○	○	
	LU	ル ク セ ン ブ ル グ	○	○	○		×	○	出	20		-	-	3	○ (18月)	出	7年	○	○	1998.1.1 施行
	LV	ラ ト ビ ア	○	○	○		×	○	出	20	その他	(備1)	9月	4	○ (18月)	-	-	○	○	(備1)特許付与公告日
	MC	モ ナ コ	○	×	○		×	○	出	20	医薬	-	-	3	-			○	○	
	MD	モ ル ド バ	○	○	○ (備1)		○	○	出	20	その他	(備2)	6月		○ (18月)	出	30月	○	-	(備1)ユーラシア特許条約加盟 (備2)特許付与公告日
	MK	マ ケ ド ニ ア 旧 ユー ゴ ス ラ ビ ア 共 和 国	○	○	○		×	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	-	-	○		
	MT	マ ル タ	○	○	○		×	○	出	20		-	-	3	○ (18月)	-	-	○	○	2002.6.1施行 出願人の資格のうち、発明者との共同出願は可能、仮明細書制度あり
	NL	オ ラ ン ダ	○	○	○		×	○	出	20		-	-	3	○ (18月)	出	13月 (備1)	○	○	(特)新規性調査請求制度 (備1)新規性調査の請求期間
	NO	ノ ル ウ ェ ー	○	○	○		○	○	出	20		(備1)	9月	3	○ (18月)	-	-	○	-	(備1) 登録公告から9月以内
	PL	ポ ー ラ ン ド	○	○	○		○	○	出	20	その他	(備1)	6月	3	○ (18月)	-	-	○	○	(備1)出願公開から6月以内

州名	コード	国又は地域名	バリ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出資 願 人 の 格	審 査 制 度	新の 規 性 基 判 断 準	存続期間		非 特 許 対 象	異議申立		実へ 施 年 義 務	出 願 公 開	審査請求		P C T	E P C	備 考
									起 算 日	期 （ 年 間 ）		起 算 日	期 間			起 算 日	期 間			
ヨーロッパ	PT	ポルトガル	○	○	○		○	○	出	20		公	3月	3	○ (18月)	-	-	○	○	2003.7.1 施行
	RO	ルーマニア	○	○	○		○	○	出	20	その他	(備1)	6月	3	○ (18月)	出	30月	○	○	(備1)特許付与公告日
	RU	ロシア	○	×	○ (備1)		○	○	出	20	その他	-	-	4	○ (18月)	出	3年	○	-	(備1)ユーラシア特許条約加盟
	SE	スウェーデン	○	○	○		○	○	出	20		(備1)	9月	3	○ (18月)	-	-	○	○	(備1)特許付与日から9月以内
	SI	スロベニア	○	○	○			○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	-	-	○	○	
	SK	スロバキア	○	○	○		○	○	出	20	その他	-	-	3	○ (18月)	出	3年	○	○	
	SM	サンマリノ	○	×	×	(サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアにおいて取得した特許権が適用される)								-			○	-		
	TJ	タジキスタン	○	×	○ (備1)		○	○	出	20	その他	-	-	5	○ (18月)	出	3年	○	-	(備1)ユーラシア特許条約加盟
	TM	トルクメニスタン	○	×	○ (備1)		○	○	出	20	その他	-	-	5	-	出	5年	○	-	(備1)ユーラシア特許条約加盟
	UA	ウクライナ	○	×	○		○	○	出	20	その他	(備1)	6月	3	○ (18月)	出	3年	○	-	(備1)「特許付与公告日から6ヶ月以内」
	UZ	ウズベキスタン	○	×	暫		○	○	出	20	その他	-	-	3	-	-	-	○	-	
	VA	バチカン	○	×			×	○	出	20		-	-	3	-			×	-	イタリア法を適用 イタリア特許権が及ぶ
アフリカ	BF	ブルキナファソ	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	-			○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	BI	ブルンジ	○	○	○		×		出	20	その他 (備1)	-	-	2	-			×	-	(特)輸入特許 (備1)産業又は取引の上で使用不可能な発明
	BJ	ベナン	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	-			○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	CD	コンゴ共和国	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	-			○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	CF	中央アフリカ	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	-			○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	CG	コンゴ民主共和国	○	○	○		×	○	出	20 (備1)		-	-	3	-			×	-	(備1)医療に関する特許は出願日より15年 (特)輸入特許
	CI	コートジボアール	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	-			○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	CM	カメルーン	○	○	○		○	○	出	20		-	-	3	-			○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	DJ	ジブチ	○	○	不詳										-			×	-	
	EG	エジプト	○	○	○		○	○	出	20	その他	公	60日	出4又は 登3の 進い方	-	-	-	○	-	(備1)延長は特別に重要でかつ特許権者が十分な報酬を得ていない場合(15年目に延長申請)。食品、薬品 または薬品組成物に関する化学方法の特許は10年で延長はない。
ET	エチオピア	×	×	○		○	○	出	15延5		-	-	4	-			×	-	1995.5 独自法 (特) 導入特許	

州名	コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	特許法	出資 願人の格	審査制度	新規性 基 判 断準	存続期間		非特許 対象	異議申立		実 施 年 義 務	出願 公開	審査請求		P T	E P C	備考
									起算日	期 （年 間）		起算日	期 間			起算日	期 間			
アフリカ	ZA	南アフリカ	○	○	○		×	○	出	20		-	-	3	○ (18月)	-	-	○	-	仮明細書制度あり(12ヶ月以内に完全明細書)
	ZM	ザンビア	○	○	○		×	□	完	16延5	(備1)	完	3月	3	-			○	-	アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟 (備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品
	ZW	ジンバブエ	○	○	○		×	□	完	20	(備1)	完	3月	3	-			○	-	アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟 (備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品
オセアニア	AU	オーストラリア	○	○	○		○	○	特	20	(備1)	公	3月	3	○ (18月)	完	5年	○	-	2003.8.26施行(特)仮明細書、修正審査 (備1)人及びのその発生のための生物学的過程
	FJ	フィジー	×	○	○		×		特	14 (備1)	その他 (備2)	公	2月	-	-			×	-	(備1)英国特許の再登録制度あり。英国特許の日から3年以内に出願(EP経由を含む)。存続期間は英国特許の残存期間。 (備2)新規性、有用性を欠く発明
	NZ	ニュージーランド	○	○	○		○		完	20	その他	完	3月	3	○	-	-	○	-	
	WS	サモア	×	×	○		×	○	特	16	その他 (備1)	公	3月	-	-			×	-	(備1)有用性を欠く発明

(資料)WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注1: パリ条約の項中、○は加盟国を、×は未加盟国を示す。

注2: WTO協定の項中、○は加盟国、×は未加盟国であることを示す。

注3: 特許法の項中、○は特許法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、「暫」は暫定法があることを、また は他の国の特許法を適用していることを示す。

注4: 出願人の資格の項中、 は「発明者及び承継人」が出願できることを、○は「発明者のみ」が出願できることを、また は例外規定のあることを示す。ここで「発明者のみ」とは発明者(又はその相続人)の外は特許出願をなしえないものをいい、従って出願前に発明が他人に譲渡されているときであっても、出願人名は「発明者(又はその相続人)」の名義によることを要するが、譲渡証を添付して出願を行っておけば、特許証は譲受人に交付される。

注5: 審査の項中、○は「審査主義」を、×は「無審査主義」をとっていることを、また は例外規定のあることを示す。

注6: 新規性判断の基準の項中、○は「内外国公知公用・内外国刊行物」を、□は「国内公知公用・内外国刊行物」を、 は「国内公知公用・国内刊行物」を基準としていることを示す。

注7: 存続期間、 の異議申立及び 審査請求の項中、“起算日”において、「出」とは出願日、「優」とは優先日(優先権主張を伴わない出願の場合は出願日)、「特」とは特許日、「公」とは公告日、「完」とは完全明細書提出日を期間の始期とするものをいう。また、“期間”の項において「延」とあるのは期間延長を示す。

注8: 非特許対象の項は、項中記載の物質そのものの発明に特許を与えないことにとどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものである。 は 発見、科学的理論及び数学的方法、 美的創作物、 ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、 情報の提示、及び 動・植物の品種に相当するものを示す。

注9: 異議申立の項中、月又は日数の表示は、異議申立ての許されている期間を示す。「-」は当該制度がないことを示す。

注10: 出願公開の項中、月数の表示は、出願日又は優先権主張日から公開されるまでの月数を示す。「-」は当該制度がないことを示す。

注11: 審査請求の項中、「-」は当該制度がないことを示す。

注12: PCT(特許協力条約)の項中、○は加盟国を、×は未加盟国を示す。

注13: EPC(欧州特許条約)の項中、○は加盟国を、 は欧州特許を拡張することができる国を示す。

注14: 備考の項中、(特)は特異な特許制度を示し、当該項中、
(イ)「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」(資本主義国のそれと同じ)のいずれかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎない。
(ロ)輸入特許(又は確認特許)とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。

情報の内容には正確を期しておりますが、本情報はあくまで参考情報であり、その利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際課